

議案第3号

北名古屋市個人情報保護条例の一部改正について

北名古屋市個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和4年2月24日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律の公布施行により、関係条文の整理をするため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市個人情報保護条例の一部を改正する条例

北名古屋市個人情報保護条例（平成18年北名古屋市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項第7号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項」に改める。

第44条第1号中「第52条第1項」を「第52条」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。